

松山市民会館ホール受付会について

1. ホール使用の優先順位について

- ホールを優先して使用できる優先使用者の順位は次の各項に規定する順序とする。
 - ① 松山市及び市外郭団体主催による催事
 - ② 利用区分(各時間帯)を連続で全館使用する催事(但し4日以内)
 - ③ 利用区分(各時間帯)が連続する催事(但し4日以内)*休館日を含む
ただし、使用日が2ヶ月にまたがる場合は、前月の使用日数(コマ数)が多い方を優先とする。
なお、前月の月末の使用許可を受け、今月初日以降連続して使用申し込みをする場合は、その日数が加算される。
 - ④ 大・中ホールを同時に使用するもの
 - ⑤ 小ホールについては、①・②を除き、能舞台のため能としての使用を優先する。

2. 使用日の決定の要領について

- 使用日の決定は、①大ホール ②中ホール ③小ホール の順に行う。
- 下記要領にて順次使用の決定を行う。
 - ① 前記1.による優先使用者から順次決定する。
 - ② 希望日に他の使用者がないときこれを決定する。
 - ③ 同じ条件で使用者が重複するときは、原則として当事者間で話し合い、解決できないときは抽選とする。

3. ホール以外の施設を追加する場合について

- ホールの使用が決定し、練習会場、控室、搬入車両駐車場などの施設を追加する場合には、原則として大ホール→中ホール→小ホールの使用者が優先する。

4. 使用申請について

- 本日の受付会で、使用日が決定した方は、使用許可申請書を提出すること。
- 本日の受付会で、使用日が決定した方は、原則として使用日時の変更及び取り消しはできません。(同一催物で他の施設との重複予約はできません。)

2024年5月